



18.4.14

からだ

似た薬と間違い、禁忌薬の併用…

医師が書いた処方箋を医療機関外の保険薬局に持参する「院外処方」は、今や外来患者への処方の7割を超える。外部の第三者がチェックすることで安全性を担保する仕組みだが、処方箋に疑問があるときに薬剤師が処方した医師（処方医）に問い合わせせる「疑義照会」がスムーズにいかないことがあるという。

「疑義照会」がスムーズにいかないことがあるという。

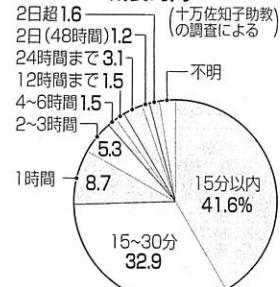
1990年代後半に院外処方が増え始めると、受診した医療機関が薬を出す院内処方がほとんどで、疑義照会の規定が問題になることはなかった。ところが院外処方が増え、患者は処方箋の有効期間内（交付日を含む4日以内）の好きなときに好きな保険薬局に薬をもらいに行けるようになり、状況は変わった。

处方医が休みでつかまらなかつたり、病院自体が休みだつたりして、照会を断られたり回答が遅れたりするケンカが出てきた」と、武庫川女子大（西宮市）薬学部の十万佐知子（助教・病態生理学）は言つた。

体重間違いなど

十万さんは2016年から17年にかけ、全国の970薬局の協力を得て、疑義照会の方法や内容など、実態を調査した。2週間に疑義照会がなされた割合は、処方箋全体の3・3%に上つた。日本薬剤師会の委託を受け東京理科大的研究者が15年に全国818薬局を1週間調べた結果になると、疑義照会の減少された割合は2・6%で、それより少し高めだった。

2週間の疑義照会回答までの所要時間



ミス防止へ統一ルール必要

「照会に処方医が回答する義務が医師法に規定されていない」ということが問題の根本にある。薬剤師の疑義照会は患者の命に関わるミスを防ぐためにあり、スムーズにいかないことは間違ちがうが困ることを意味する。処方医不在時の対応などについて、統一ルール作りが必要だ。

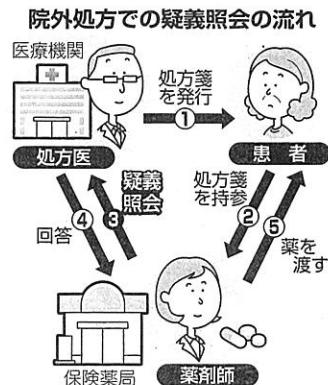
院外処方の疑問点 医師の回答遅く

薬剤師からの疑義照会

疑義照会は、薬剤師法第24条に規定された薬剤師の義務だ。正規量の5倍の薬が処方されたのに疑義照会しなかつたとして、薬剤師が損害賠償を命じられた例もある。

1990年代後半に院外処方が増え始めると、受診した医療機関が薬を出す院内処方がほとんどで、疑義照会の規定が問題になることはなかった。ところが院外処方が増え、患者は処方箋の有効期間内（交付日を含む4日以内）の好きなときに好きな保険薬局に薬をもらいに行けるようになり、状況は変わった。

处方医が休みでつかまらなかつたり、病院自体が休みだつたりして、照会を断られたり回答が遅れたりするケンカが出てきた」と、武庫川女子大（西宮市）薬学部の十万佐知子（助教・病態生理学）は言つた。



疑義照会してから回答が来るまでの時間は、全体の約8割が1時間以内だった。一方で、それ以上かかったものが14%あり、「2日超」という答えもあった。

「だが医療機関によって対応はまちまち。法的にはグレーな部分もある。夜中に処方医を起こして、カルテもなければ軽微な疑義は薬局に判断を任せている」と十万さんは指摘する。

「照会に処方医が回答する義務が医師法に規定されていない」ということが問題の根本にある。薬剤師の疑義照会は患者の命に関わるミスを防ぐためにあり、スムーズにいかないことは間違ちがうが困ることを意味する。処方医不在時の対応などについて、統一ルール作りが必要だ。

困るのは患者